



Title	中原庄兵衛家『万留帳』の分析：資産家形成の一事例
Author(s)	中川, すがね
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1990, 24, p. 19-46
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/48041">https://hdl.handle.net/11094/48041</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

—資産家形成の一事例—

中川すがね

## 一はじめに

ここに横帳一冊がある。表紙には「明治九年一月吉日 万留帳」と大きく墨書きされ、裏表紙はかなり痛んでいるが、「中原とし」とどうにか読み取れる。<sup>(1)</sup>中原家は、江戸時代には鴻池屋庄兵衛（庄十郎）を名乗り、大坂を代表する両替商にして大名貸商人であった。この『万留帳』を中心に前期的金融資本の近代化のプロセスの一例を抽出すること、これが本論の目的である。限られた史料をもとに分析するので限界があることはもとより承知しているが、あえてそれを行なうのは、前期的金融資本が明治以降生きのび且その状況の推移がわかる例は案外に少ないからにほかならない。おおざっぱに言って、明治政府の藩債処分等経済諸政策により没落した例と政商化或いは実業への転身により近代化に成功した例（その各々にバリエーションはあるが）があることは常識的にも知られ、そのあるものについては実証研究もある。<sup>(2)</sup>しかし没落もしないかわり特にはなばなしくもなく、地味なだけにかえつて

理解しにくいケースがある。中原庄兵衛家の場合もそうで、明治以降もいわゆる「資産家」として生き残ったものの、江戸後期に十人両替として行なったような経済界の中核としての活躍はみられない。しかし中原のような資産家も近代日本資本主義の支柱の一つであったことは疑いえない。従って中原家の江戸から明治への経営を継続の視点から観察することは、日本資本主義の主体生成の特質を探る一助になると考える。

こうした問題関心により、次章以下『万留帳』の分析を行なうが、最初に中原家についておおよその説明をしておく。中原庄兵衛家は、鴻池屋善右衛門の最も古くかつ有力な別家（幕末期「三新家」と呼ばれた筆頭別家の内）である<sup>(3)</sup>。初代庄兵衛は享保元年（一七一六）に家督を相続しているが、その先代の一元居士こそ延宝七年（一六七九）に善右衛門家に出勤、元禄二年（一六九八）別宅、中原家を創始した人である<sup>(4)</sup>。宝永五年（一七〇八）には自分家業を許され、家業内容はわからないが、当時善右衛門本家でも酒造等多角経営から大名貸専従へ経営を転換しつつあつたから<sup>(5)</sup>、金融への係わりは当時から大なり小なりあつたであろう。もつとも中原家が本両替——金融業者として台頭し諸藩の用達を勤めているのがわかるのは江戸中期である<sup>(6)</sup>。この期以降の中原家は、今橋二丁目の本家の向かいに間口七間（安政二年）の店舗を構え<sup>(7)</sup>、本両替・入替両替の業務を行ない、文政期（一八一八～一八三〇）以降しばしば金銀引替や御用金出納事務等御用を勤める十人両替の一人となっている。男子当主では八代目にあたる十三郎が明治七年（一八七六）に亡くなり、その後中原とし名前となっていたが、明治一六年繁之助が入家して庄兵衛を名乗り九代目となつた<sup>(9)</sup>。その長男繁之助は明治二十五年に生れ、同三年家督相続している<sup>(10)</sup>。『万留帳』の記載で最も新しいものは明治四年一月の日付を有するから、中原としの代に書き起こされ、繁之助庄兵衛に引き継がれ、おそらく彼の子供が成長するまで、記録され続けたのである。中原家にとってこの『万留帳』の時代こ

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

そ、江戸時代に蓄積した前期的資本を近代資本へと変態を遂げさせる始の時期であった。その変態はどのように成し遂げられたのであろうか。

## 二 分析（一）前期的資本の形成

分析にかかる前に、『万留帳』全体の構成について述べておきたい。この帳簿は大きく五つの部分に分かれている。帳簿上の表記では順に財本・附込・諸藩・貸附・内とある。これらはそれぞれ座と呼ばれ、各々別帳を有する。『万留帳』は、基本的には五つの座を総合し総資本を把握するためのものである。もっともそれがはつきりするのは、財本座の記録が始まる明治二一年以降のこととで、それ以前は四座の記載のみである。しかし明治二一年以前においても総資本の計算そのものは行なわれており、内座の内に記入されている。またそれだけのための帳簿「新留帳」が存在したことが内座冒頭の記述——古帳内座から新留帳財本へ金を一部移動——から明らかである。五座の性格および相互関係は図1のようによく式化できる。

以上のことを確認した上で、この章ではまず中原家の江戸時代における前期的資本の形成について述べる。帳簿の性格上この課題の遂行には限界があるが、本家鴻池屋善右衛門の史料も補いつつ、能うかぎりの分析を行なった

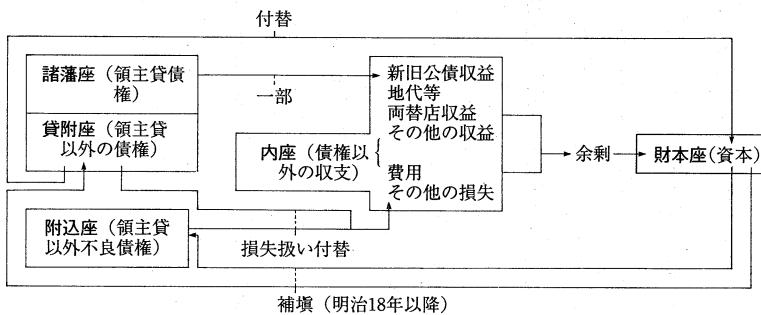


図1 『万留帳』の五座の関係

い。

### ① 貸付の内容

江戸後期における中原家の経営の中核は貸付業であるが、この帳簿からその全貌を捉えることは困難である。その最大の理由は諸藩座・貸附座・附込座に記録されているのは、当然のことながら貸付のすべてではなく、債権つまり元利未回収分のある貸付に限られることである。元利返済を受けた貸付については記録されていないので、貸付全体の趨勢を解明することはできない。こうした事情は、他の商家で藩債処分に際して作成された類の書類についても言えるのであって、不良貸付が増加しているからといって貸付全体が不振であつたと一概には言えない。しかし債権の分布状況から、貸付全体の動向もある程度は推測されよう。まず中原家の貸付先、貸付対象であるが、幕府・大名・武士・町人に大別できる。その各々の比重については後に検討することにして、諸藩座に記載の領主貸から分析していく。

中原家の諸藩との係わりは、江戸前期ではよくわからない。享和年間佐土原・高知藩の紙の蔵本になり、<sup>(1)</sup>安政四年（一八五七）には佐賀藩の有田陶磁器の蔵本となつたことはよく知られている。その他にも館入となつた藩は多いと思われるが、その時と場所を確定することは困難である。ともあれ明治九年段階で債権額の多い藩では、佐賀（二万五四二五両余、但し銀目廃止前仕舞相場金一両＝銀二一九匁で換算、以下同）、岡山（一万五七四九両余）、弘前（一万四〇〇両余）が一万両以上の債務を負い最高である。千両以上の債務藩は多い順に、金沢・久留米・龜田・小田原・仙台・津山・峯山・津・会津である。またこのランクには紀州三山加入と浜方先納で津軽蔵への貸付

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

が含まれる。千両以下の貸付としては、一橋をはじめとして二九件の大名貸（うち講形式のものは水戸等六件、浜方先納が二件、他商人の貸付へ加入形式のものが二件）、一件の家老への貸付があつた。

また諸藩座の内には幕府御用金貸付が含まれるが、文化期以降のそれは元金三万六〇一九両余、明治九年段階未回収残額はその八四%にあたる三万一〇八両余に及んだ。幕府への債権は元金額では佐賀藩に次ぎ、債権額では最大であった。幕府こそ中原家最大の債務者だったのである。計算したところ、明治九年段階の諸藩座記載債権の構成は、通常の大名貸が七一・二%、

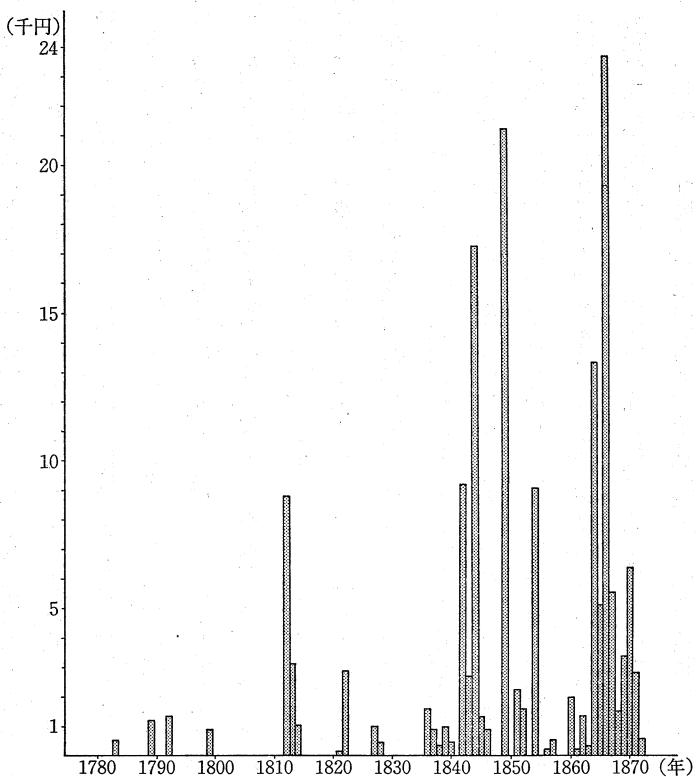


表1 領主関係債権の発生年次別金額

幕府御用金が二四%で、浜方先納・講・他町人加入形式の大名貸や紀州三山加入はいずれも一%以下の比率であった。表1は末回収分のある領主関係債権の額を発生年ごとに表したものである。これから、中原家領主貸で不良貸付が多く発生し始めるのは、一八四〇年代前半すなわち天保改革期からと言える。この頃外国船出没が頻繁になり、沿岸警備の負担が諸藩にかかるつてきているのと関係するかもしれない。しかし原因はそれだけとは考えられない。たとえば中原家最古の元利滞りを出し、古くから係わりがあると考えられる佐賀藩にとって、天保期は一種特別の意味を持った。文政から天保にかけての佐賀藩財政が構造的破綻状態にあり、藩主直正による天保改革の前提になったことは、有名である。天保六年（一八三五）の佐賀城二ノ丸焼失を機会に藩權力を握った改革派は、江戸・大坂の費用を削減するとともに、本格的借銀整理に取り掛かった。<sup>(12)</sup> 同十年には整理が一応終了したが、その内容は大坂の債権者について言えば、元銀の四分の三を献金させ残りを五ヶ年で支払うといったものであった。こうした藩債切捨て方針により、弘化年間には借銀納・借銀払とともに減少し、財政再建策はある程度成功したと言われる。また嘉永二年（一八四九）には「惣借財仰片付」と言われる程の大規模な借銀整理が行なわれ、中原家に対しても返済が改談された。表1の嘉永二年の突出はそのほとんどが佐賀藩債務である。この年の整理により、これまでの滯利子銀二八九貫余が元銀に繰り入れられた上で、返済方法そのものは緩められたことが諸藩座の記録からわかる。結果としてこの年発生の元銀の大部分が明治まで残されていく。天保期以降の佐賀藩財政については、軍事色の強化とともに、大坂市場・商人への依存弱化の志向が顕著であり、中原家の佐賀藩債の天保期以降の増大は必然ともいえるものであった。他の藩においても多かれ少なかれ同様の傾向があり、それが表1の債権累積状況に反映しているのではないだろうか。

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

幕末から明治初年は、中原家における不良貸付発生の今ひとつピーカークであるが、その最大のものは幕府御用金で三万両を越える規模である。他の不良貸付は比較的小口であるが、全く返済を受けていないものが多いのが特徴である。例を挙げれば、慶応二年（一八六六）の不良貸付は、津・会津・鶴舞・三原浅野氏（家老）に対するものであるが、会津・鶴舞は後に朝敵とされ転封措置を受けたこともあって、全く返済がなかつた。

次に中原家の江戸時代の領主貸以外の貸付について検討する。これについては、附込座に記録されている。明治九年一月段階で、江戸時代に起源すると考えられる債権総額は金に換算して二万二六二六両であった。これは附込座に九年段階で記録された債権の五五%程度を占めるにすぎない。つまり時期的にはるかに長い江戸時代に累積された債権に匹敵するだけの額が、明治元～八年の間に形成されたのである。債権額が貸付額を一定程度反映すると考えれば、江戸時代の領主貸以外の貸付は意外なほど少ないと言えるだろう。しかもこの領主貸以外の貸付により形成された債権の内容を調べてみれば、その六七%が白山（炭屋）安兵衛、一三%が佐賀藩陶器方関係者、四%が町奉行・惣年寄等旧幕地方役所関係者を債務者とするもので、その他の町人に対する債権は口数こそ多いが総額一二七〇両程度にすぎない。白山は明治元年五月の銀目廃止による取付け騒ぎを期に閉店したと言われる両替商である<sup>(13)</sup>が、中原家は明治四年一二月残として一万五一三三両の債権を記録する。この引当として岡山藩への貸付証文四通を預かっており、白山の岡山藩への大名貸に中原家が加入出資したものが滞った可能性がある。他の町人に対する債権でも、大名貸証文・同枝証文を引当としたケースが二例あり、純粹な町人貸ではなく大名貸を媒介として生じた債権が混入していると思われる。そのほか町人にに対する債権と言つても、居町の町役人への頼母子講出銀の残りだったり、委細は不明だが北野村建家に関する講への出銀だったり、両替取引残りの付替であつたりする。純粹に

商業上の資金を貸与するような町人貸は、ほとんど見当たらない。また佐賀藩陶器方関係者に対する債権とは、中原家が幕末安政期以降佐賀藩国産陶器蔵本として、有田焼の売支配を行なう上で生じたものである。<sup>(14)</sup> 為替金を供与したにも係わらず窓元である荷主から荷物が届かなかつたことから生じた分も多いが、額としては藏屋敷出入の仲買が焼物代金を定められた上納期限までに払わなかつた際庄兵衛家が立て替えたことから発生した遅納金の方が多<sup>(15)</sup>い。いずれにしても藩專売制に係わる債権であり、純粹な町人貸とはみなしがたい。こうしてみると、領主貸以外による債権のかなりの部分が、根源的には領主との関係から生じている。あくまで債権額の多寡が貸付額のそれをある程度素直に反映すると仮定したことではあるが、江戸時代の中原家の貸付業は領主専門であったと推察できよう。明治九年一月時点での領主貸債権は金換算で一二万六一五九両あるのに対し、領主貸以外の江戸時代起源の債権は二万二六二六両と段違いに少なく、しかもそのうち領主貸ないし領主權力と無関係に生じたと思われる債権は、たかだか千々二千両にすぎない。この債権の極端な分布からみて、貸付そのものも領主貸ないし領主関係に偏していたと推定してもあながち間違いではあるまい。中原家の本家善右衛門家の経営は江戸初期を除いて大名貸専従であるし、分家栄三郎家もそうであるが<sup>(16)</sup>、両替商として多くの町人と金融上の関係を結んでいた中原家も、蓄積基盤である貸付業においては、やはり同類型に属するのである。

## ② 本家との関係

鴻池善右衛門家とその分・別家との関係については、これまでの鴻池屋研究でもかなりの比重でもって語られてきた。それによれば一八世紀中葉以降創出の別家は銀三五・六貫の資本で別家、自分家業をしても低収益率のもと

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

元手を費やさないで生計を営むのがせいいっぱいであり、必然的に本家の貸付に出資して利子収入を得る依存的経営を行なった。<sup>(17)</sup>しかし中原家は前述したように、一七世紀に創出されたごく初期の分家であり、そうした類型にはあてはまらず、独立的な経営体であったと言われている。<sup>(18)</sup>この点を『万留帳』で確認しておこう。帳簿上鴻池善右衛門の名が見いだされるのは諸藩座で、善右衛門の加賀・小田原藩への年賦貸付に加入している。小田原藩の分の元銀は一〇貫である。たいした規模ではなく、またその他にはいっさい鴻池善右衛門家に対する債権は記載されない。また逆もしかりで、善右衛門家の明治三年の「算用帳」には中原庄兵衛に対する債権は記録されていない。<sup>(19)</sup>では善右衛門本家と中原家の間に、金融的関係はなかったのかと言うと、そうではない。このことは『万留帳』からはわからないが、鴻池善右衛門家の「算用帳」を材料に検討する。<sup>(20)</sup>表2は、鴻池善右衛門家「算用帳」に見られる中原家

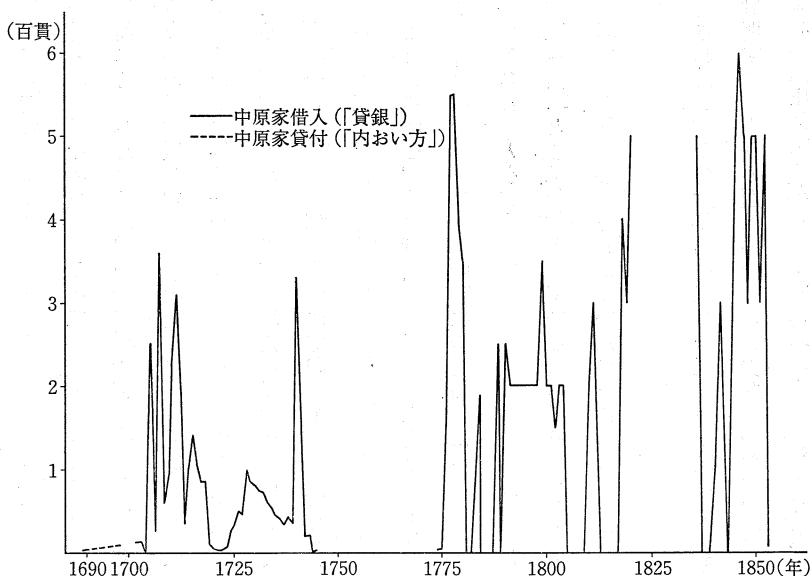


表2 鴻池善右衛門家「算用帳」にみられる中原庄兵衛家貸借銀

の貸借の各々を年ごとに表したものである。まず「算用帳」に「内おい（負）方」として記される本家に対する中原家の貸付は、ごくまれな例を除き元禄期前半に集中して見られた。その最初は元禄二年（一六八九）であり、銀四貫五九一匁余を「内庄兵衛」が貸付けている。この年は前にも述べたように、一元庄兵衛が鴻池善右衛門家に出勤してから十年目にあたった。この年から更に九年間、四貫余の名附銀を本家に預け切りにし、元禄一一年には元利べ十貫八二五匁余に達したそれを元手として受取り別家している。年利一割の計算になる。初出勤からほぼ二十年、初出勤前にもおそらく丁稚としての数年間があつただろうが、ともかく銀十貫を越える元手銀を得たのである。ここに至る過程で、一元庄兵衛は元禄五年には「御内」六人の一人として「算用帳」に捺印しており注目される。

その前年までは「算用帳」のべに際し連印していたのは「手代」三人であった。それが「御内」六人に増加しているのは、この頃善右衛門内で何らかの機構改革があつたことを窺わせ、その背景として二代当主之宗から三代宗利への世代交代や酒造業廃止による金融資本への純化が考えられるのであるが、同時に当時の「御内」なるものが享保期のそれとは違ひ必ずしも別家ではなく<sup>(21)</sup>、独立前の手代を含むことを示している。庄兵衛は元禄五年にはまだ別家ではなく、同年の「算用帳」の「内おい方」にも「内庄兵衛」として記載されているからである。おそらくこの時の「御内」とは、別家として独立間近の手代中重たる者で、支配判形役を勤めていたのであろう。イエとしての別家は未だ成立途上にあった。

さて宝永五年（一七〇八）に一元庄兵衛は自分家業を許されたが、その六年前の元禄一五年から既に鴻池善右衛門家から借り入れを行なっていることが「算用帳」から判明する。当初の額は銀一三貫と少なかつたが、宝永二年には二七六貫余と急増した。この年、「算用帳」上の表記が「内庄兵衛」から「鴻池庄兵衛」に変わったが、やは

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

り「御内」の一人として本家代替わりに際し加判している。以後かなりの振幅はあるものの、中原家の本家からの借り入れが断続的に続いたことが表2より明らかである。表の借り入れ額の推移を見ると、一元庄兵衛の自分家業開始期の相対的高額——初代・二代庄兵衛の時代（享保期中心）の低額——三代庄兵衛の代後半以降の巨額の借り入れと借り入れゼロの繰返し——七代庄十郎の巨額借り入れの持続と、特徴づけられる。この変化は、表1から推察されるような中原家の貸付活動を反映しているだろうが、完全に連動しているわけではない。債権が多額発生している年であっても、本家から多額の借り入れをしているとは限らないのである。また借り入れゼロという年もかなり見られるので、中原家は本家から適宜融資を受けており、それは大名貸において不良債権の累積する幕末期には必要度を増すにもせよ、必ずしも必要不可欠というものではなかったと思われる。ましてや本家大名貸に加入出資する非自立的別家、たとえば弥三郎・儀三郎等の経営形態とは全く異なっているのは明らかである。<sup>(22)</sup> 中原家は前期的金融資本として独立していたと言えるが、同時に本家とは言え他の町人から資本を導入していたことも注目すべきである。他人資本導入がどの程度だったかは、『万留帳』からはわからない。本家善右衛門のようにほとんど自己資本であるのか、<sup>(23)</sup> 分家栄三郎のように多額の他人資本を導入していたのかわからないが、少なくとも本家からは借り入れを行ない、しかもその額が徐々に増加していることは確かである。その他前にも述べたが、『万留帳』諸藩座の記載に大名貸証文を他の町人に引当として渡しているケースもあるので、大名貸遂行のための他人資本の導入もある程度はあつたものと考える。

### ③ 小括

中原庄兵衛家の前近代における経営を概括すると、次のように言えよう。中原家の始祖一元庄兵衛は、鴻池善右衛門家の子銅いの奉公人から身を起こし、別家前の数年間に元手銀を本家に預けることにより殖やし、別家後は幕末に到るまでほぼ毎年本家から融資を受けていた。しかし本家に従属的な存在ではない。本家等から借り入れた資本は、江戸後期以降は明らかに領主貸を中心とした貸付に投入された。大名貸専従という点は鴻池屋一族に共通する特質であるが、同家の特徴としては幕府への御用金貸付が占める比重が非常に大きいということである。十人両替の内という特殊な立場が影響していよう。他の諸藩も天保期を境に滞りを増大させた。かくして巨額の債権が明治期に持ち越され、明治初年の中原家の資産のかなりの部分を占めたと考えられる。この債権が近代的資本として実現されたか、されなかつたか、を次章で検討する。

### 三 分析（二）明治期の資産形成

この章では明治期における中原家の資産形成について述べる。同家はある段階で両替商を廃止したが、その正確な時期を知ることはできなかつた。明治一九年の大坂商法会議所による商務局長宛報答書によれば、中原庄兵衛は「東区内資産五万円以上ノ者」の一人で、その業種は「両替商」である。<sup>(25)</sup> また明治一七年四月の両替商仲間「四区内に於ける両替商経費金集帳」によれば、東区の「中原庄兵衛支店」が、明治二六年まで掛金を払つてゐる。<sup>(26)</sup> この両替商仲間はかつての錢両替の流れを汲むもので、中原家等の旧本両替は参加していないと考えるが、少なくとも支店という経営の一部で中原家は多くの両替商が閉店・倒産した明治初年、また前掲「金集帳」から見て同様の事

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

態があつた明治一九年前後の危機をしのぎ、かなり遅くまで両替商を継続したのがわかる。両替業による収益は内座ついて財本座の内に「利金」として年々記録されている。また同じ両座の記載から、明治二七年までは、江戸時代に引き続き居町今橋に「店」を構え、十人前後の別宅・手代・子供を雇用していることがわかる。その後明治三十一年に今橋の地所・家屋を本家の鴻池銀行設立用に売却しており、どうもこの時期あたりに両替商を廃止したのではないかと思われる。ともあれ、大正期に入ると中原家は「資産家」と形容されるようになる。大正二年（一九二七）刊『大阪現代人名辞書』では、中原家当主繁之助は、所得税を年間三百円余納める資産家であった。<sup>(27)</sup> 共同火災・阪神急行等の株を八百株前後所有するほか、市内中之島・土佐堀、山口村・新庄村にかなりの土地・家屋を持つ地主でもあった。<sup>(28)</sup> 日本的小ブルジョワとしてのスタイルが達成されていると言えよう。

さて、以下次の順序で分析を進めたい。まず明治九年の同家の債権等の状況について述べ、それ以前、明治初年における企てについても触れたい。ついで九年以降の收支を検討して、資産形成のありかたを観察することにする。

## ① 明治初年の諸事業

明治九年一月は、冒頭で述べたように『万留帳』書出しの日付である。この時点での同家債権の全体とその内訳については、表3を参照されたい。債権額一九万三六九八円余、その六五%は諸藩座に記載され、これはほとんどが江戸時代起源。附込座債権は二一%を占めるが、第二章①で既述したように江戸時代に遡るものは半分強である。貸附座債権は明治以降発生であるから、結局明治九年一月時点の債権の内、明治以降に形成されたものは、四万四九一六円プラスα（諸藩座の内明治以降発生債権額）であり、債権全体の二三%強となる。明治初年の八年間

に形成されたにしては多額と言えよう。これを債務者別に整理すると、町人43%、別宅他の家関係者26%、為替会社関係26%、旧藩家中等領主関係3%といったところである。特徴としては、商人関係は小口・多人数への貸付で比較的新しく発生——明治七年以降が多い——していること、家関係者四人の内大井・木村への債権は大口であるがその内には家代・仕送り等が含まれ、しかも附込座に記載され回収困難と意識されており通常の貸付とは違うこと、最も多額の債権を有するのは大阪為替会社・金沢為替会社に対してであること、等が挙げられる。

維新以来九年までの債権は、家関係者・領主関係・町人の内特殊な事情のある者（たとえば山中栄三郎、事業の失敗により当時破産状態であり<sup>(29)</sup>、元利支払休み中であることが附込座に記されている）を除いて、六割弱が貸附座に記録され、早期の元利返済が予測されていたのである。

為替会社に対する債権がでてきたところで、中原家が幕末から明治初年にかけて関係したいいくつかの事業について述べておきたい。為替会社のように政府の勧奨によりどちらかと言えば強制的に関係させられた事業もあるし、民間で起こした事業への参画もあったが、いずれも從来の両替商経営の枠を拡げる可能性を有していた。年代を追

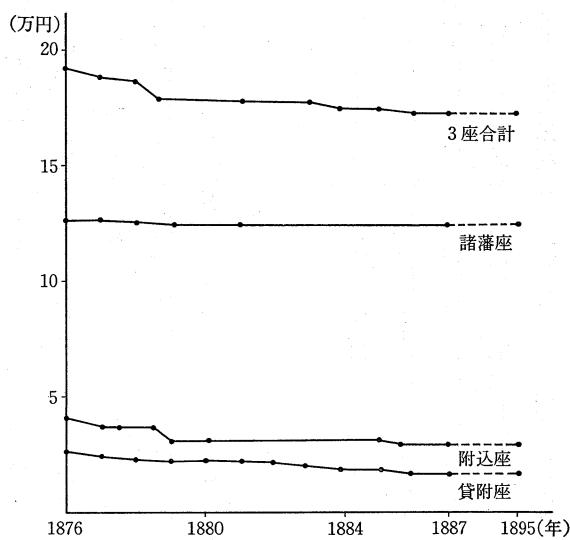


表3 『万留帳』3座記載債権の変動

つて挙げると次の通り。〔（ ）中は役職名。〕

慶応三年（一八六七） 兵庫商社（世話役）。

明治元年五月 商法会所（元締）。

明治二年八月 大阪為替会社（総頭取）。

同年一〇月 金沢為替会社。

同年一二月 貿易商社一陽組→來谷復平名義両替店（伏見町本店・神戸出店）。

明治五年頃 阪栄商社。

これらのこと業の内、兵庫商社は江戸幕府が兵庫開港に向け企画したもので、開港準備費用調達・管理や開港後の貿易を業務とした。外国人居留地設置資金として百万両が必要であり、内十萬両の上納が九（<sup>30</sup>）十月にかけ商社に命じられた。しかし商社員はこの上納を忌避し、幕府もそれを容認せざるを得なかつたと言われる。<sup>30</sup> 中原庄兵衛『万留帳』では、兵庫商社は「徳川家商社組合」と表現されている。附込座明治九年一月附出の部にその関係の支出が載るが額は銀八貫弱にすぎず、しかも島町二丁目米政殿家代の内への出銀で兵庫商社運営上の経費であるから、上納を行なつていいような形跡はない。兵庫商社はほとんど何の実績もあげずに、慶応三年一二月の開港をまたずして解散した。明治九段階の中原家の銀八貫弱の債権は米政家屋を売り払い償却の予定であった。この仕事は殿村（兵庫商社肝煎）が引受け、明治一二年には返済が完了している。中原家に関する限り、兵庫商社への積極的係わりは窺われないし、被害も生じなかつたと言える。しかし中原家では貿易に全く関心を持たなかつたわけではない。

外国貨幣と日本貨幣、紙幣と正金との売買交換、殊に洋銀取引への着目は早く、明治二年通商司が神戸開港場において公定洋銀相場所の建設を計り、大阪通商會社から両替關係者を出張・指導させた折も、中原庄兵衛の名代三木がその中に含まれていた<sup>(31)</sup>。三木らはその後、相場所とは別に両替店の開設を企画し、大阪伏見町に来谷復平名義の両替店を開設した。これは中原家のほか、殿村平右衛門・石崎喜兵衛・山口伝兵衛ら両替屋が連合した一陽組の要となり、貿易業者を主たる得意として主に洋銀売買を行なった。神戸にも支店を設け、当初は洋銀取扱いはほとんど来谷両替店の独占であったと言われる。しかし國立銀行条例発布により大阪為替會社が解散した後は、来谷両替店も閉店をやむなくされた。また中原家は通商司以前にも商法司商法會所に關係しているが、国内商業金融機關としての役割を政府から期待されたこの会所に関する記載は『万留帳』にない。商法司がほとんど業績もなく明治二年三月には早くも廃止されたためと思われる。しかし商法司の勧商事務は通商司に引き継がれた。中原家は大阪通商會社に多額の身元金を提供したいわゆる発起人の一人であり、三人の總頭取の内として經營上大きな権限を握った<sup>(32)</sup>。ふだんは手代の榎谷等を代勤させていたようである。大阪通商會社は特に明治五年以降經營を悪化させ資本金も減少して、明治六年三月にはついに解散に追い込まれた。その業務は為替會社に引き継がれたが、この際為替會社から通商會社への貸倒れは一二万両に上った<sup>(33)</sup>。その大阪為替會社も明治七年六月には解散されたが、その資本金は丸損にされたと言われる<sup>(34)</sup>。しかし解散後も旧役員により會社債權は取り立てられ、身元金（總額四万九七六〇円）の割に応じ四度に渡り配當金が支払われていたことが、「元為換開商會社検査后示談控」という史料から明らかである<sup>(35)</sup>。また元為替會社の所有物・債權については入札と決まっていたが、明治九年一〇月旧役員の内から異論が出

され、評議の結果入札は止め一〇月段階で隠匿されていたものも含め三〇万円余の会社債権の更なる回収に努めることになった。回収は四人の世話方に委任され、中原の代理三木もその一人であった。取立金の内三割が手数料として世話方に与えられる契約である。『万留帳』から中原家の通商司関係の記載を拾えば、貸附座明治九年一月付出に、（大阪）為替会社の身元金三万二千円、内八九八八円余が明治八年一二月元入残りと記録されている。中原家が明治二年九月に一万五千円、同三年七月に三万円、計四万五千円の身元金を通商会社に差し出している記録がある。<sup>(38)</sup> 身元金の内一万三千円が為替会社解散までに引上げられ、解散後も二万三千両余が配当として回収されることになる。『万留帳』には別に手代榎谷分の身元金元入残りも計上されているが、二六三円余と少額である。『万留帳』貸附座から明治一〇~一一年にかけ三度配当があり、一九三四円が払い戻され、内一四六六円が内座に益金として入ったことがわかる。結局中原家の身元金四万五千円の内その一七%にあたる七五二三円余が未回収のままに終わったのである。『万留帳』附込座には別に、金沢為替会社への債権も記録されている。明治七年四月書改同九年一月段階の木曾権之助名儀の債権は一〇一七円余で、明治八年六月まで利息を受け取っている。この債権の発生契機は明らかでないが、金沢為替会社は設立当初は金沢藩の機構的性質が強かったと言われるから、大名貸に關係するものかもしれない。附込座には金沢為替会社のすぐ前に、金沢藩主の関係とみられる「加州前田豊」への明治五年七月付の貸付も記録されているのである。金沢為替会社は明治七年には經營が不安定となり、規則の改定により頂金の利率を下げた。同社は次第にブルジョワ的要素を強めながら、明治一九年まで延命するが、中原家では明治一〇年に株券を売却、ようやく四一七円のみを回収した。残り六百円余の債権は明治一二年の時点であきらめている。デフレ現象や政府の地方金融機関の整理方針などの影響で、當時金沢為替会社の信用は低落し、

株の売り渡しもままならなかつたのである。次に、前述した来谷復平名義両替店については『万留帳』附込座に解社後の処理により明治九年に入つた益金が記録されている。家代や徳落ち分を合わせると四五〇円余になり、この両替店に関しては、中原家は収益を上げたと言える。しかし鴻池本家・長田の二家が組織した阪栄商社関係では<sup>(40)</sup>、中原家から出金した三三〇〇円の内、結局四七五円が未回収となり、明治一八年時点で消却された。また中原家独自のものか、これまで述べた商社の一環かわからないが、附込座等に神戸出店の茶取引の記録がある。これらは千円の損失を生じ、その他の不足金も合わせ神戸出店関係では三七一六円余が損金扱いとされ、内座へ付け替えられた。中原家の海外貿易への取組みでは、洋銀取引の成功と貿易上の不成功が対称的と言える。明治初年の中原家の新事業への一連の取組みは大成功とは言い難く、明治九年にはそのことが明白になつてゐた。その後両替商としての中原庄兵衛家はどのような道をたどつたのだろうか。

## ② 明治九年以降の経営

最初に明治九年一月段階の中原家債権がどのように回収されていったか見ておきたい。まず諸藩座に記載された債権であるが、表3から明治一四年まで回収の努力がされたことがわかる。実際に取り戻したのは、公債として認められなかつた新立三原藩浅野氏への貸金が大きく、元金全額ではないが四割弱を回収して示談にした。その他には龍野藩の調達講の掛金を旧藩士から、尾張藩貸付に加入した分の切金を本家から、受け取つたのみである。他の領主関係債権については、天保期以前のあるいは再立藩（旧「朝敵」）・新立藩のそれ以前の債務は明治政府により取捨てられ、その他も下げ渡された新旧公債の償還を待つほかなかつた。中原家の場合、債務者中に旧「朝敵」、

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

幕府（再立後静岡藩）の他再立藩仙台・会津・小田原・鶴舞（旧浜松）・山形・関宿、新立藩村岡・三原を含み、また天保期以前の古債もかなりあつたから、取捨てられた藩債は諸藩座から少なくとも七万六千両に上り、全体の六割に及ぶ。新公債の償還は『万留帳』の内、諸藩座ではなく内座に記録されているが、明治九年の新債（明治元（五年）利子渡りとして八二〇円が入っているので、新公債の年利四%という利率から考えて、この時点の中原家所有新公債の額面は二万五〇〇円であることがわかる。また旧公債については、『万留帳』諸藩座から計算して、三万三千円前後と推定される。しかし利子がつかない旧公債については、内座・財本座の記録から見て、かなり明治九年前に売却されており、政府から償還を受けたのは半分程度である。概算であるが、中原家の領主関係の債権の内六割が取捨てられ、残りの五万四千円程度が新旧公債として下げ渡されたものの、その多くが明治九年前後に安く（明治一一年に新公債二五〇〇円を売却した際の値段は八七五円、旧公債は更に割引率が高かった筈である）売却されてしまった。しかし内座の記録欠落部分（明治九年前・明治一四（一八年）記載の簡略化による）を除いても、少なくとも二万九六二八円余の収益が、新公債利子・償還分・売却代金等として中原家に入つており、資産形成の契機としてはかなり重要と考えられる。これについては後で検討する。

次に『万留帳』貸附座・附込座に記録される領主以外への貸付の明治九年以降の状況を検討する。表3から両座とも少しづつではあるが債権額が減少し、着実に回収されているよう見える。本当にそうだろうか。第一に確認しておきたいことは、明治九年以降ほとんど新たな貸付がなされることである。貸附座には一件の記録もないし、附込座にわずかにある新規貸付も、貸付先を見ると芦田長八ら身内が多く、条件も無利子・長年賦と通常の貸付とは異なる。明治九年以降の中原家は、家業としての貸付業は廃止したと言うべきである。第二に確認してお

きたいのは、債権減少は必ずしも元利回収によらないということである。中原家側で取立ては確實だが長期に渡ると判断して、貸附座から財本座に付け替えたケース、或いは取立て不可能とあきらめて貸附座・附込座から内座に移動して損失として支出したり、明治一八年以降は財本座から両座へ入金して消却したケースがある。帳簿上の操作により、債権が表面上両座から消されていくのである。たとえば貸附座の明治一六年における三四四〇円に及ぶ債権の減少は、明治初年に発生した二件の貸付の返済が長年賦になりそうな様相を呈した（一件は元金一八〇〇円で明治一五年まで元入ればあつたもののその総額は九〇円にすぎない）。ために財本座に付け替えられたことが原因である。貸附座では明治九・一八年に、一六五四円余が内座へ、三四四〇円が財本座に付け替えられ、三五三九円が財本座から補填されて、消却された。こうした帳簿操作によって明治中期には、明治九年一月記載の貸附座債権の一四%が消えたのである。また附込座の方では、七二七一円余が内座へ付け替えられ、四四五〇円余が財本座からの補填により消却された。結局明治二八年には、明治九年に中原家が領主以外に対し持つた債権六万七五三九円余の内、二五%の一六九一四円余が帳簿上消却、一六%の一〇九〇円程度が元利返済や抵当物の売却等により回収され、八四一一円程度の新たな債権形成が新規貸付や抵当物売り払い等によつても回収できなかつた損金の債権扱いによりあつたので、差引して四万八一二九円の債権が記録された。明治初年までに形成された町人貸債権の回収状況はきわめて悪いと言える。内座への付け替え等の処置は、こうした状況を見極めてのことであろう。きわめて少ないながらも回収された債権の内容を見ると、前述した来谷両替店・為替会社関係で半ば以上を占める。抵当物のない個人に対する債権、殊に江戸期に遡るようなその回収はほとんどなされていない。明治九年以降中原家では貸付業を廃止したと述べたが、すでにある貸金元利回収の悪化からもそれはやむをえない選択であつたと思わ

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

れる。

それでは明治九年以降の中原家の資産形成はいかにしてなされるのだろうか。表4をもとに検討したい。

この表は『万留帳』の内座・財本座に記載された財本、すなわち資本の金額の変化をグラフ化したものである。

第二章で少し触れたように、そもそも明治九年一月に「古帳」から「新留帳」へ帳簿が変更され、これに伴い三万六〇三七両余の資本が「新留帳」財本として設定されたのである。それ以降明治一九年までは内座に財本の記録があり、二一年以降は財本座が独立して記録されるようになる。さて表4を一見してわかるのは、中原家の資本は、年によっては減少することもあるがおおむね増加し続けていることである。そのふえかたは微増といったところであるが、比較的大きな伸びを見せる時期がある。まずこの三つの急増期を検討しよう。その第一は明治十年代前半で、特に一〇年の伸びは著しい。この原因は、内座の記録から見て同年の新

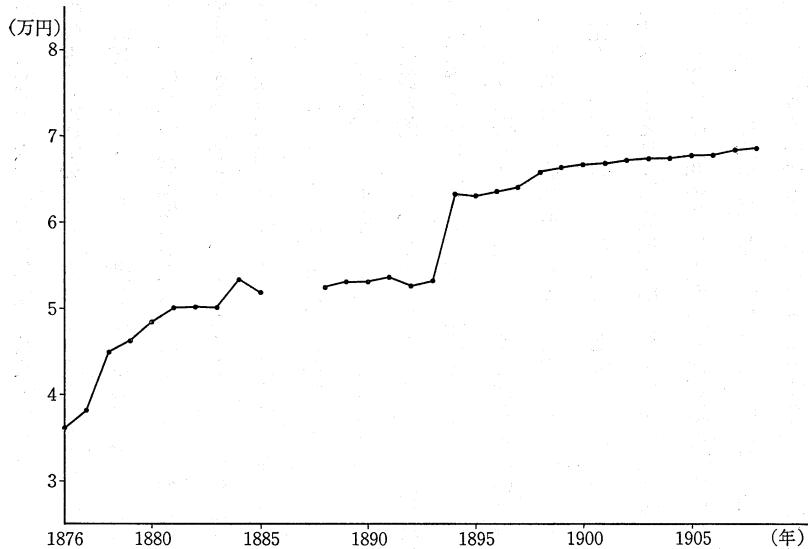


表4 『万留帳』資本の変動

旧公債関係の収益の大きさ——利子・払戻し・売却代金合わせて七七六六円になり年収の八八%にあたる——にある。ちなみに内座は図1に表示したように、債権関係以外の收支を記録するほか、他座との調節機能を持つ。内座そのものはほぼ一五万四千円代を保つて動かず、収入が多ければ財本座へその分が動かされるのである。従つて財本座の増加の原因は、ほぼ収入の増加に原因すると言つてよい。第三の急増期明治二六年に至ってもそうであり、二四年に償還を完了した新旧公債の払戻し金が一括して「公債座」から入金されているためである。その額は一万八八四七円余に及んだ。第二の急増期、明治一六年の場合だけが増加の原因を異にする。これはすでに述べたように、長年賦返済となつた債権一口が貸附座から財本座へ移動されたことにより生じた現象に過ぎない。しかしこのようない他座の債権を財本座へ付け替える例はこの年の二口に限られており、また財本座から移動して他座へ補填した資本のほうが額としてはるかに大きい。従つて第二の急増の原因は例外的であり、収入の増加こそ資本の増加の第一要因と言つてよいだろう。そして既述したように、中原家の大名貸債権のたかが四割が認められたにすぎない新旧公債関係の収益こそ、資本の伸びをもたらしているのである。表4に関して次に検討しなくてはならないのは、資本の微増をもたらしているものである。資本の微増を記録した明治二三年の例を取ろう。財本座の記載によると、この年の収入は総額二六九九円余、支出は二一八五円余で純益五一四円である。収入の五七%にあたる一五二八円が「利金」すなわち両替商経営上の収益であるが、その他はすべて中之島・土佐堀・山口村・新庄村に持つ土地・家屋から上がる収益である。特に一四五六坪の土地を持ちその一部には三井物産株式倉庫会社が地借している中之島二丁目からの収益は七百円を越え全収入の四分の一以上である。土地関係の収益が無ければ、店の費用が支払えないことは明らかである。問題は両替商経営がどのくらい割りに合うものであるかということであろう。明治以降

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

の両替商についてはほとんど研究がないに等しいが、一般的には前代のような金融機関としての機能を喪失し、古金銀売買、公債取引等で余命を保持したに過ぎないと言われている。<sup>(41)</sup> 中原家の場合これに加えて貿易関係の業務を行なつたと考えられるが、明治中期多く設立された銀行との競合もあつただろうから、あまり明るい見通しはない。表5は、利金＝両替店収益、土地関係収益、店の費用（人件費、雑用・臨時費には中原家家計も含まれるはずだが全額含めた）をグラフ化したものである。両替店収益は明治一、二年に急増したが、明治二〇年代以降は年一五〇〇円の収益を上げるのがだんだん困難になってきている。しかも店の費用は、うなぎのぼりに上昇している。費用の内半分程度が、店で働く別宅手代・子供の給料・賞与等であった。土地関係の収益は凹凸はあるものの全体としては増加の傾向にあると言つてよいだろう。表4・5を見比べれば、資本の微増は利金・土地収益・店費用の微妙なバランスの上で成立することが明らかであろう。明治一四一五年の資本の減少

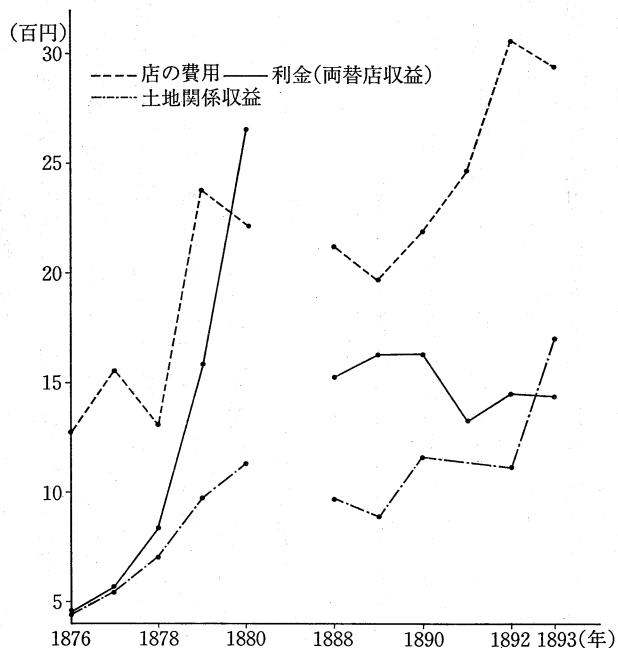


表5 『万留帳』における費用と収益の関係

は二五年中の土地からの収益が落ち込んだために、膨張した店の費用を補えずについた現象である。おそらく明治二七～二八年の資本の減少も同様であろう。明治二〇年代後半の中原家の両替商経営はかなり不安定なものと言え、両替商廃止の前提をなす。両替商廃止、閉店後の中原家の資本の動きは、表4にも見られる通り、一年二～四百円の純益を上げ、年〇、四四%程度の安定的伸び率を示すようになる。中原家の金融資本としての性格は、明治初年には貸付業を停止、両替商としての業務も限定されて、かなり空軸化していたが、それが最終的に払拭されたのは、日本の社会において産業資本が確立の路線をたどり、資本主義全体がその特徴的姿態を整え始めたのと期を一にしていた。二九年の恐慌の影響もあるかもしれない。中原家はまず土地それから株に資本を投下し、到來した資本主義社会の中で生残りを計ったのである。

最後に株に関連して二、「三付け加えておくと、中原家が初めて所有した株は本家善右衛門が明治一〇年に設立した第一三國立銀行の四株であった。<sup>(42)</sup> これは本家から分与されたものでいろいろ制限がついていた。明治三〇年に第一三銀行の営業を継承する形で鴻池銀行が興された際、中原庄兵衛は「内事部銀行部諸掛役」に任命されており、本店の業務執行人の一人として月給を得ている。<sup>(43)</sup> その手代榎谷の繁累と見られる榎谷徹蔵も鴻池銀行の出納係となつており、おそらく中原家の両替商廃止後その土地が鴻池銀行に転用されたように、奉公人のある者は鴻池銀行に吸収されたのである。しかし明治後半には中原の名は鴻池善右衛門の史料中に現れなくなるから、中原家の鴻池銀行との係わりを過大評価すべきではないだろう。

## 中原庄兵衛家『万留帳』の分析

## 四 終 わ り

個別の商家の経営を社会全体の政治・経済の動きの中に位置づけて分析することは、かなり困難な作業である。

中原庄兵衛家『万留帳』の分析も日常的な帳簿の照合を欠き、とにかくあいまいな部分が多く意に満たない点も多い。しかしこれはこれで、近世において信用創出の枢要にあった一金融資本が、その使命を終えつつ、到来する資本主義社会に適合的な在り方を探し選択した、その一つの選択の可能性を提示するものであろう。中原庄兵衛家は、藩債処分・銀目廃止等の明治政府の政策に打撃を受け、江戸時代において形成した巨大な債権未回収のままで経営の立直しを計らざるを得なかつた。明治初年に参画した諸事業も、洋銀取引という本来の両替業務に近いところでの成功を見たのみである。中原家が両替商という前代からの業務を明治中期まで継続したのには、その時期まで貿易のみならずおそらくは商業一般の金融業において、新興の銀行によって担いきれない部分がまだ残っていたこと、新旧公債等取引を行なつたなどの原蓄期ならではの過渡的な原因が考えられるが、それも明治三〇年代には意味を失っていく。その後の中原家は、江戸時代以来所有する土地からの収益、株、そして一時は本家鴻池銀行役員としての俸給を收入源に、「資産家」としての道を歩むことになる。それは撤退であり、また日本資本主義とのつましい共生でもあつた。

## 注

- (1) 大阪大学国史研究室所蔵。
- (2) 前者の例では、千田稔「藩債処分と商人資本——長田家の場合——」(『経営史学』一五一、一九八〇年)等。後者

- では、安岡重明『財閥形成史の研究』（ミネルヴァ書房、一九七〇年）等。
- (3) 宮本又次「鴻池善右衛門家の『家定記録覧』」（『大阪大学経済学』一四一三・四、一九六五年）。
- (4) 鴻池統男・廣山謙介「鴻池屋善右衛門家の別家に関する史料」（『大阪大学経済学』三四一四、一九八五年）。
- (5) 川上雅「寛文・延宝期鴻池資本の運動形態（一・二）——「酒仕切目録」の分析——」（『ピストリア』三二・三三）、一九六二年）等。
- (6) 『改正増補難波丸綱目』（河内屋太助発行、享和元年改正）〔大阪府立図書館所蔵〕。それ以前の同種の綱目類の領主用達町人の中に鴻池屋庄兵衛の名はない。
- (7) 宮本又次「鴻池家の家屋敷」（『大阪の研究』三、清文堂出版譲、一九六九年）。
- (8) 黒羽兵治郎編「大阪商業史料集成」五（清文堂出版譲、一九三九年）所収の手形便覽類より確認。
- (9) 注（4）と同じ。
- (10) 『大阪現代人名辞書』（文明社、一九一三年）。
- (11) 注（6）と同じ。
- (12) 佐賀藩の借銀整理については、木原溥幸「幕末期佐賀藩の財政構造について」（『九州大学九州文化史研究施設紀要』二一、一九七六年）。
- (13) 吉岡源七「両替商沿革史」前篇二九頁（前掲『大阪商業史料集成』三）。
- (14) 有田町史編纂委員会「有田町史」陶業編（一九八五年）所収「口達」（百武作右衛門作成、巳四月）。
- (15) 『有田町史』商業編（一九八八年）所収「御国産陶器御手仲買申奉差上根証文集」。中元美智子「佐賀藩における陶磁器専売」（『九州史学』四一、一九六七年）。
- (16) 抽論「近世大坂の大名貸商人——鴻池屋栄三郎家の場合——」（『日本史研究』三二九、一九九〇年）。
- (17) 安岡重明「前期的資本の変質過程——鴻池研究の一節——」（前掲『大阪の研究』四、一九七〇年）。
- (18) 注（17）と同じ。
- (19) 大阪大学付属図書館所蔵（写真版）。
- (20) 同図書館所蔵『鴻池家算用帳』一～六（写真版）。

- (21) 注(3)に同じ。
- (22) 注(17)に同じ。
- (23) 前掲安岡著書。
- (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42)
- 注(16)に同じ。
- 注(10)に同じ。
- 株については、『全国株主要覽』大正七年版（ダイヤモンド社、一九一八年）等、土地については『万留帳』の他、地籍地図編輯部編『大阪地籍地図』（吉江集書堂、一九一一年）を参照。
- 注(16)に同じ。
- 丸尾京子「兵庫開港をめぐる商社の設立とその構成」（『兵庫史学』一六、一九五八年）。
- 大阪市役所編『明治大正大阪市史』四經濟篇下（一九三一年）一三～一四頁。
- 宮本又次「明治初年大阪の市中商社と貿易商社」（『上方の研究』二、清文堂出版舖、一九七五年）。
- 前掲吉岡源七「両替商沿革史」前篇一三三～一三六頁。
- 菅野和太郎「明治初年に於ける大阪通商會社（上・下）」（『經濟論叢』一七一四、五、一九二八年）。
- 注(34)に同じ。
- 注(31)に同じ。
- 前掲『明治大正大阪市史』七史料篇（一九三〇年）一〇二〇～一〇五一頁。
- 『会社全書』（明治前期財政經濟史料集成）十五・十六（明治文献資料刊行会、一九六四年）。
- 徳田寿秋「金沢為替会社の研究」（『日本歴史』三〇七、一九七三年）。
- 注(32)に同じ。
- 注(28)、(31)に同じ。
- 作道洋太郎「國立銀行の成立過程——明治前期における定款の原文とその解題——」（『大阪大學經濟學』一一一・

二、一九六一年)。

(43)

廣山謙介「明治後期・大正期における鴻池家の企業者活動(一)」(『大阪大学経済学』二九一―、一九七九年)。

(44)

廣山謙介「鴻池家における同族經營の歴史的特質――近世から近代への転換期の諸問題――」(『大阪大学経済学』三一四、一九八二年)。

(文学部助手)